

不利益変更裁判 速報!

# 勝訴判決

不利益変更撤回裁判の判決が3月21日(水)東京地裁 603号法廷で13:10から開かれ原告団の主張を全面的に認める勝訴判決が出されました。2009年12月24日の提訴から2年3ヶ月の長い裁判の間に裁判官が3人変わり、12回の口頭弁論と2回の和解協議が行われ2011年12月21日に結審、3月21日に今回の勝利判決を勝ち取りました。過去会社は2000年に大阪地裁堺支部で解雇権の乱用で敗訴し、今回も組合の意見・忠告に一切耳を貸さずでたらめなフェデックス流で走ってしまい、またこの間に5人の人事部長がころころ入れ替わり、12年前の間違った労務政策を何ら反省することなく、またもや敗訴しました。今回の勝利はフェデックス労組だけでは到底勝利を得ることはできませんでした。航空連をはじめとする多くの仲間の支援と応援で今回の勝利があります。本日の判決にはフェデックス労組14人他労組14人の応援傍聴をいただきました。ほんとうにありがとうございました。

## ■ 判決内容

### 主文

- 1 原告らが被告に対し、それぞれ5月1日、12月25日、12月30日及び別紙2「原告ら誕生日目録」記載の各原告の誕生日を個人別休日として行使できる地位を確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

### まとめ

本件就業規則変更により労働者の受ける不利益の変更の程度は必ずしも小さいとはいえないこと、業績の大幅な落ち込みにより経費削減施策を行う必要性があったこと自体は認められるとしても、本件就業規則変更を行って労働者に上記不利益を法的に受忍させることを正当化するまでの高度な必要性があるとまでとはいえないこと、変更後の就業規則の内容の相当性についても当然に認められるというのではなく、相当性があるといえるのか疑問が残る点も見受けられること、被告と本件組合等との間で実質的な交渉がなされ、十分に労使間の利益調整がされた上で本件就業規則変更がなされたとは到底いいがたいことなどを総合的に考慮すれば、本件就業規則変更は労働契約法10条所定の合理性の要件を満たすものとはいえない。したがって、原告らには、労働契約法10条による就業規則変更の拘束力は適用されず、原告らの労働契約の内容としては本件会社休日の4日間はいずれも休日のままということになり、原告らは本件会社休日を休日として行使することができる。

### 結論

よって、原告らの本訴請求はいずれも理由があるから、これらを認容することとし、主文のとおり判決する。

—\*—

## ■今後の取り組み

組合は会社が無駄な控訴をさせないように努力していきます。また、このことでわれわれがこうむったさまざまな不利益を戻させるよう会社に対して断固要求していきます

—\*—

### 今後の主な日程

3月31日	スト権確認投票締め切り		
4月6日	大阪外航集会	大阪商工会館	18:30~
4月7日	名古屋オルグ	(会場未定)	18:00~
4月10日	中執会議	組合事務所	13:00~